

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和6年4月1日
個人情報ファイルの名称	水道料金等調定収納システムファイル
行政機関の名称	恵庭市公営企業恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道部 経営管理課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	水道料金、下水道使用料及び個別排水処理施設使用料の賦課、徴収等業務のため 恵庭市水道事業給水条例第25条(料金の支払義務)、恵庭市公共下水道条例第15条(使用料の徴収)、恵庭市個別排水処理施設に関する条例第12条(使用料の徴収)、恵庭市公営企業処務規程第6条の2(水道料金、下水道使用料等の調定、請求、収納及び還付に関すること。)
記録項目	1識別番号、2氏名、3住所、4電話番号、5その他(開始日、休止日、料金、収納額、収納方法、メーター番号)
記録範囲	上下水道使用者、個別排水処理施設使用者
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外 根拠法令()
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☒ 委託先(恵庭市水道料金等徴収業務委託) ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	水道部経営管理課 恵庭市京町85番地2号(第2庁舎2階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和6年4月1日
個人情報ファイルの名称	上下水道管路台帳システムファイル
行政機関の名称	恵庭市公営企業恵庭市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道部 上水道課・下水道課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	配水管の維持管理業務、給水装置・排水設備の新設又は改造工事等の申請に伴う適切な設計及び使用材料等の審査・検査を行うため 恵庭市水道事業給水条例、恵庭市公共下水道条例、恵庭市個別排水処理施設に関する条例、恵庭市公営企業処務規程第6条の2(給水装置工事及び排水設備工事の指導、審査及び検査に関すること。)
記録項目	1識別番号、2氏名、3住所、4電話番号、5その他(宅内図面、メーター番号)
記録範囲	上下水道使用者、個別排水処理施設使用者
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外 根拠法令()
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☒ 委託先(上下水道管路台帳システム保守委託業務) ☐ 外部提供()
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	水道部上水道課 恵庭市京町85番地2号(第2庁舎2階)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—